

STOP！ 交通労働災害

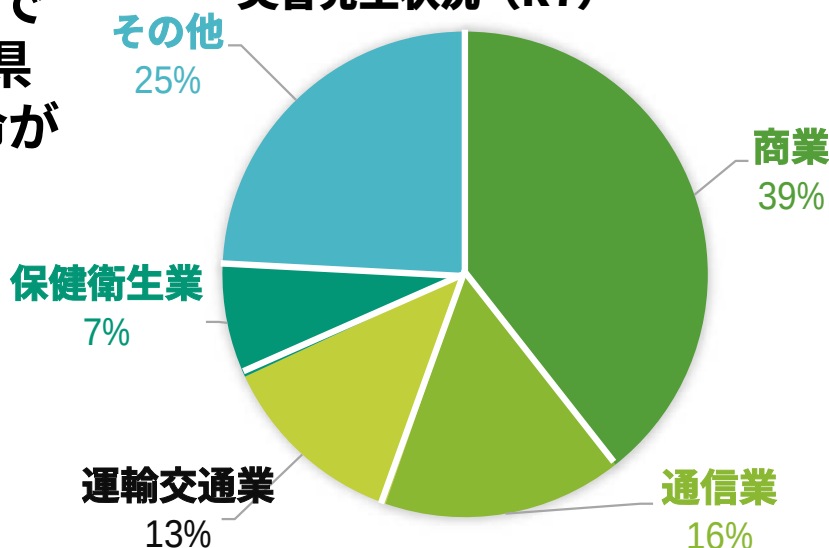
交通労働災害とは、交通事故による労働災害のことを言います（自家用車による通勤時は除く）。

群馬県は車社会と言われ、自動車への依存度が高く、運転を主たる業務としているかにかかわらず、臨時的な配達や送迎など、日常的に利用されていますが、ひとたび交通事故が発生すると加害者も被害者も苦しみに直面します。

令和7年に発生した死亡交通労働災害では、全国で700人中、130人、群馬県で16人中、4人の尊い命が失われています。

自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に従事する場合は、管理者と運転者が協力して交通事故をなくしましょう。

群馬県内の業種別交通労働災害発生状況（R7）



令和7年 群馬県の交通労働災害事例



1	木材・竹材卸売業	70歳代	トラックを運転して国道を走行中、信号待ちで停止中の大型トラックの後ろに追突し、死亡した。
2	新聞小売業	50歳代	バイクを運転して新聞を配達中、路面が雨で濡れていたため、前輪がスリップして転倒し、顔面を骨折した（休業2か月）。
3	郵便業	40歳代	バイクを運転して郵便物を配達中、道路上の砂利により前輪がスリップして転倒し、左肩を骨折した（休業36日間）。
4	道路旅客運送業	40歳代	随伴車両を運転して客車を追走中、緩やかなカーブを曲がり切れず、道路脇の電柱に激突し、死亡した。

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成30年改正）

- ◇交通労働災害防止のための管理体制の確立
- ◇適正な労働時間の管理、走行管理
- ◇教育の実施
 - ※十分な睡眠時間の必要性の理解
 - ※飲酒による運転への影響の理解
- ◇健康管理
- ◇交通労働災害防止に対する意識の高揚
- ◇荷主、元請による配慮



交通労働災害ガイドライン



時間外労働の上限規制
特設サイト

Check!

Check!

過労運転の防止！ 適正な労働時間の管理及び走行管理をしましょう！

- ◇自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を遵守しましょう
 - ※令和6年4月～改正基準告示が適用になりました！
- ◇長時間の荷待ちを解消し長時間労働を抑制しましょう
 - ※運転者の過労運転防止には、荷主・元請事業者等による配慮が必要です！



改善基準告示

高齢自動車運転者の事故防止！ 高齢労働者の健康・体力の状況に応じた措置を講じましょう

- ◇長時間走行、深夜・早朝時間帯や悪天候の走行をさけましょう
- ◇運転適性検査や睡眠時無呼吸症候群の検査を定期的の実施しましょう
- ◇睡眠不足、飲酒や薬剤等による運転への影響のほか、長年の慣れ等によって、安全確認や運転操作がおろそかにならないように交通安全教育を行いましょう



高齢者に配慮した交通労働災害防止の手引き

Check!

交通労働災害防止に向けての共同宣言を採択しました ～交通死亡労働災害の続発による緊急対応～

群馬労働局では、令和6年8月27日に交通死亡労働災害の続発による緊急対策として「交通労働災害防止関係行政機関連絡会議」を開催し、共同宣言を採択しました。

参加機関（群馬労働局・群馬県警察本部・国土交通省関東運輸局群馬運輸支局）



共同宣言

STOP！
交通労働災害



群馬労働局
労働基準部 健康安全課

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1

Tel 027-896-4736

<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>

(2026.7)